

## 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が下呂市の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、市の責務及び中小企業、小規模企業、商工会、金融機関、教育機関等の役割を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策の基本となる方針を定め、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業等の活性化を図り、もって本市の地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する信用協同組合その他の法律に基づき金融業を営むもので、市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校であつて、市内に存するものをいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展、雇用の創出又は市民生活の向上に資すること。
- (3) 国、県、市、中小企業等、商工会、金融機関、教育機関等及び市民が中小企業等の役割の重要性を理解し、連携及び協力をすること。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、中小企業等が活力ある地域づくりへの貢献並びに地域住民の生活の向上、雇用の確保及び交流の促進に果たす役割の重要性について、市民への理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）又は創業（法第2条第3項に規定する創業をいう。以下同じ。）、及び経営基盤の強化に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域づくりに積極的に取り組むとともに、環境との調和に配慮し、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、雇用機会の確保及び人材の育成を図るとともに、従業員が生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに自主的に努めるものとする。

4 中小企業等は、市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

5 中小企業等は、経営能力の向上を図るため、商工会へ積極的に加入するよう努めるものとする。

6 中小企業等は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、中小企業等の経営力の向上、経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業等への支援に積極的に取り組むものとする。

2 商工会は、中小企業等の実態を把握し、要望を的確に捉え、商工会の事業活動に反映するよう努めるものとする。

3 商工会は、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、円滑な資金の供給、経営相談その他の方法を通じて中小企業等が経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業等に取り組むことができるよう支援に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、教育活動等を通じて、中小企業等における勤労及び中小企業等に係る職業に関する意識の啓発をするとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業等の振興が、地域経済の発展及び市民生活の安定及び向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業等を支援する視点から市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

2 市民は、市が行う中小企業等の振興に関する施策の推進について協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第10条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び革新に関すること。
- (2) 中小企業等の経営基盤の整備、強化に関すること。
- (3) 中小企業等の人材育成及び雇用の安定に関すること。
- (4) 中小企業等の創業・起業支援に関すること。
- (5) 中小企業等の資金調達の円滑化に関すること。
- (6) 中小企業等の情報の収集及び提供に関すること
- (7) 中小企業等の事業承継に関すること。
- (8) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策に関すること。

(振興計画の策定)

第11条 市は、中小企業等の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業等の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業等、商工会その他必要と認める関係機関の意見を聴くものとする。

3 市は、中小企業等をめぐる社会情勢の変化を勘案し、中小企業等の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、必要に応じて振興計画を変更するものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業等の振興に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。